基本選挙人名簿が9月15日現在で調製されます

公職選挙法の規定に基いて選挙管理委員会では毎年九月十五日現在により基本選挙人名簿を調製する事になって居ります。

この目的は選挙人を確認して有資格者はもれなく投票が出来るようにするため全国一斉に調製するものでありますが、光町に於いても次の要領により調製する事になって居りますので有資格者はもれなく資格調査票に記入されますようお願いいたします。調査票は既に御家庭へ配布された事と思ひますが、記入に当っては特に次の事項に注意して下さい。

1既に記入されているうちで間違って記載されているものは「イ」ンクにより訂正のこと。

2資格の要件は昭和十六年十二月二十日以前に生れた者で本年の六月十五日以前から光町に住んで居る者。

3区長（または組長さん）から渡された調査票は示された期日までに必ず返すこと。

その他細部について不明なことは役場総務課にお問合せ下さい。

銃砲刀剣類の届けいで

狩猟期がきました。解禁を一日千秋の思いで待っていたハンターの気持の程が察せられます。

しかし、この時期には猟銃や空気銃の譲り渡し、譲り受けなど銃の移動が多くなるのが、毎年の例でありますが、公安委員会の許可を受けないで所持しているものが多いので次のことに注意して下さい。

(1)猟銃や空気銃、刀剣類などを所持するには、公安委員会の許可を必要とするので必ず手続きをして下さい。また、美術品、骨とう品として価値ある火縄式銃砲あるいは美術品として価値のある刀剣類は文化財保護委員会に登録することになっております。

(2)昨年一年間に千葉県下で、これらの許可、登録を受けないで銃砲や刀剣類を所持していたため、検挙されたものは、銃砲三九六件（猟銃八三件、空気銃三〇七件、その他六件）刀剣類八三件（刀二七件、剣六件、あい口四三件、その他七件）もあります。特に空気銃は非常に多いので必ず許可を受けて下さい。

(3)これらの違反となった銃などの出所を調べて見ると、銃砲店から買ったものは極めて少なく、何年も前に買って家にあったものとか、仲間同志で売買したものが多い。許可手続きを忘れないで下さい（他人名儀の許可証は効力がありません）

(4)許可証のない猟銃、空気銃、刀などを発見したときはすぐ警察へ届け出て下さい。

「八日市場警察署」

農事相談

サツマイモを家畜のエサに

光農業改良普及所

豚やにわとりはもうからない。エサが高すぎる。イモが安い……。こんな時には、イモを家畜のエサにするのが一番とくな方法です。イモをエサにする例を紹介いたします。

1　イモづるサイレージ

十月上中旬がよく、オキナワ百号は葉の枯れあがりが早いので、やや早目の方が養分があってよい。つめ込みの方法は、天気のよい日に、つるを刈りとり、二～三日かわかしてから、五センチ以下にこまかく切ってサイロの中でよくふみつけながらつめ込み空気をのぞき、最後にふたをして重しをする。つるの水分が多すぎると失敗する。

2　生イモのサイレージ

イモをよく水で洗い、すりつぶすか、細切りにして、イモに対して二〇～三〇%の米ヌカかフスマを混ぜる。あるいは六～一〇%の切ワラを混ぜてサイロにつめる。又、切りワラをイモと層にしてつめ、滲み出る余分の水分を、これらの米ヌカや切りワラに吸収させる。つめ終ったら、空気の入らないように重しをする。このほかに、イモをむして、イモだけをつめる方法もある。

3　イモヌカ飼料

イモをすりつぶし、これに米ヌカ、フスマなどを約三割程度まぜて、水分を米ヌカ、フスマなどに吸収させ、ムシロかコンクリートの上に、うすくひろげて乾燥する。

家畜に与える時の注意として、にわとりには、与える量は、乾いたイモにして全部のエサの三〇%程度以下が限度で、ヒナには、はじめ三週間は使わない方がよく、与える時は、少しづつ与えていく方がよい。豚、牛には乾いたものにして、五〇%程度まで与えられる。

しかしサツマイモは、水分が七〇%、デンプン価は二〇～二五%であり、タンパク質が少いので、その不足する量と、カルシユームを充分に補足しなければならない。

農地の転用は先に許可を受けてから

農地の使用目的を変更して、宅地又は山林等にする場合は、転用する前に農業委員会の議決を経て県知事の許可をうけなければならない事は法によって明示されて居ります。最近宅地等に地目変換するものが多くなりましたが、転用する場合は必ず事前に最寄りの農業委員か農業委員会事務局に相談して、必要な書類を整備して県知事の許可をうけてからにいたしませう。なかには申請しても農業委員会の議決があると工事に着手するむきも見受けられますが、農地法第四条（自巳の所有地を転用する場合）仝第五条（所有権を移転して転用する場合）の申請は県で現地調査をし、知事の許可があって始めて効力を発する訳でありますからそれ迄は絶対に工事等に着手しない様注意を願います。

農地の無断転用は、法によって罰則があり場合によっては工作物の撤去等もしなければなりませんので、転用の場合は必ず事前に許可を受けてからする様に重ねて御注意申上げます。

光町
農業委員会

◎警察官募集◎

第10回千葉県警察官巡査の採用試験をつぎのとおり行なつています

(1)受験申込み期間　自昭和36年9月21日　至昭和36年10月20日

(2)採用予定人員　約120名

(3)受験資格　昭和12年4月2日から昭和19年4月1日までに生れた男子に限ります

(4)受験手続きその他くわしいことは八日市場警察署（電話37番・820番）にお問い合せ下さい

統合中学校の修学旅行について

六月の梅雨前線豪雨のため、延期されていた統合中学校第二回の修学旅行は、四校舎二八五名の参加者により、八月三十一日、九月一日、二日の二泊三日の日程で実施されました。学校統合の成果を一層盛り上げるべき各校生徒間の親睦と融和をはかるための旅行とし、四校舎一体となり、既に渡された旅行のしおりと、先に良く学んでおいた知識とをもととして、真剣な眼で物に接し、耳で聞き、光中生徒として集団行動のきまりと、全体の正しい秩序、品位ある行動とによって旅行の目的を充分に達成しました。教室内では学習できぬ事柄を旅行を通して学びとり、人間としての教養を高めると共に、知識の向上そして自分達の住む町と他の地域を比較するなど郷土発展のために役立つ有意義な社会学を教室をはなれて学び一生の想い出となる様な楽しい旅行をしました

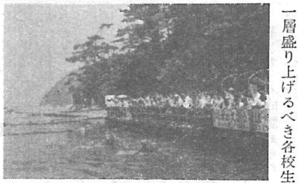
（三津浜水族館にて）

地方税法の一部改正について

前号において地方税法改正の要旨について述べましたが本号で住民税について改正の概要を述べてみましょう。

住民税

一、個人の市町村民税

1　課税方式

市町村民税の課税方式は現行第一課税方式、第二課税方式　第三課税方式及び第二、第三課税方式ただし書の五ツの課税方式があるが、自主性を強化するとともに課税方式の簡素合理化を図ることを目的として現行の課税方式のうち、所得税額を課税標準とする第一課税方式及び課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準とする第三課税方式を廃止するとともに課税総所得金額を課税標準とする第二課税方式に次のとおり所要の改正がなされた。

2　所得金額の計算

課税の基準となる所得金額の範囲及び算定方法は原則として所得税法の定めるところによるものとする。ただし専従者控除制度については所得税においては拡充が行なわれるが住民税においては現行の（八万円）ままとした。なお道府県民税及び市町村民税の本文方式にあっては白色申告者について新たに専従者控除を設け一人につき五万円の控除を行なうものとした。

3　所得控除

所得金額から控除する項目は、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除とする（これによる課税方式を「本文方式」という）ただし市町村は財政上特別の必要がある場合においては所得金額から基礎控除のみをした金額を課税標準とすることができる（これによる課税方式を「ただし書方式」という）

4　所得控除の金額

市町村民税における所得控除の金額は現行の市町村民税における金額と同額となるように次のとおり定める。

(1)　雑損控除、社会保険料控除、医療費控除及び生命保険料控除額は現行の所得税法におけるこれらの控除額の算定方法と同じ方法で算定した額。

(2)

(イ)扶養控除額　第一人目の扶養親族七万円（その納税義務者に五万円をこえる所得を有する配偶者があるときは五万円）

(ロ)第二人目以下の扶養親族三万円

(3)基礎控除額　九万円

5　税率

税率は次に掲げる税率に準じて市町村の条例で定める。所得割は課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額ごとにそれぞれ分離して計算するものとし更に課税山林所得金額については五分五乗の方法によって計算する。

6　税額控除

(1)本文方式採用市町村にあっては納税義務者が障害者、老年者、寡婦、勤労学生である場合、又は納税義務者に障害者である扶養親族がある場合それぞれ一人につき一、〇〇〇円を標準として税額控除を行なう。

(2)

(イ)ただし書方式採用市町村にあっては、現行どおり扶養親族の数に応ずる税額控除を行ない。

(ロ)障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に対する税額控除については市町村の条例の定めるところにより行なうことができる。

(ハ)青色事業者又は白色申告者の事業専従者の数に応じて条例で定める金額を控除するものとする。

7　賦課制限

市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合計額が課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の八〇%をこえることがないように市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額を制限する。

8　障害者等の非課税の範囲

障害者、未成年者、老年者又は寡婦について前年所得一五万円（現行十二万円）以下である場合は非課税とする。

9　申告

(1)所得割の納税義務者は所得金額その他課税上必要な事項を記載した申告書を提出するものとする。ただし給与所得のみの者は申告書の提出を要しない。

(2)所得控除（基礎控除を除く）及び税額控除は原則として納税義務者の申告に基づいて行なうものとする。

二、個人の道府県民税

1　課税方式

市町村民税所得割の課税方式のうち本文方式と同様の課税方式による。ただし従前の道府県民税と負担を同じくするため税率等については次のとおりとする。

2　税額控除

納税義務者が障害者、老年者、寡婦、勤労学生である場合又は納税義務者に障害者である扶養親族がある場合はそれぞれ一人につき四、〇〇〇円の税額控除を行なう。

以上改正の概要を述べてみました。改正法は昭和三十七年度から実施されますので市町村民税の申告については期日までに提出されるよう特にお願いいたします。

尚本町においては「ただし書方式」を採用しておりますので申添えます。

市町村民税 道府県民税の税率表

金額	市町村民税の税率	道府県民税の税率
一〇万円以下の金額	二%	〇、八%
一〇万円をこえる金額	三%	一、二%
二〇万円	四%	一、六%
五〇万円	五%	二、〇%
一〇〇万円	六%	二、四%
一五〇万円	七%	二、八%
二五〇万円	八%	三、二%
四〇〇万円	九%	三、六%
六〇〇万円	一〇%	四、〇%
一、〇〇〇万円	一一%	四、四%
二、〇〇〇万円	一二%	四、八%
三、〇〇〇万円	一三%	五、二%
五、〇〇万円	一四%	五、六%

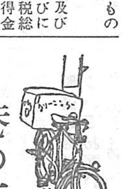

巷の声

出張所の廃止は当然

去る八月十日発行の光広報に出張所廃止について町民の意見を聴く記事がありましたが、今更とやかく言うまでもなく光町発足当時、適当な時期に廃止するということは基本方針であったと思います。ただその時期をいつにして解決するかが問題でありましょう。

ではその時期について考えてみると、広報にもあったように有線放送が完成した現在当然廃止ということは[illegible]たしかに有線放送により各種連絡は迅速に行われ、町行政の在り方を町民に徹底させることも、町民の声を町当局に伝達することも、この施設を利用することにより、その目的を達成することが容易となったことは事実であります。

然しその普及率は、下部地帯に於ては未だ充分とは申せない現状でありますので、町当局は今後一段の考慮を払い本施設の利用率の向上に努力していただきたい。

又廃止した際町民えのサービスは特に考えていただきたい。一日平均十六件の[illegible]庁まで遠い処わざわざ出かけなければならないとしたら、軽に少く人数だからとしてかたづけるわけにはゆきません。それらの人々に、或は又今迄と変り便利なように、変るべき方途を講ずべきであります。広報にあった方法も結構でしょう。

何れにしても町民のため、それらの人々が負担にならないよう適切な措置を講じていただき、敢て存続する理由はないと思います。

町の機構のすべてが一本化し、地区的な気持を一掃し、真に光町民としての自覚に立つ町政の進展に寄与する町民としてばかりでなく、今後町発展のための整理統合は進んで望むところであり、町当局も断固たる決意をもって実施してもらいたいものです。そうすることが本当に町を愛し町民を愛する執行者としての責務ではないでしょうか。

（一公務員）

よい子の作品

詩

――水族館で――

南条小六年　岩沢初子

私の知らない魚
ふしぎな魚
ギャングの目のようなサメ
全身いぼだらけの山しょう魚
目のないブラインドフレイッシュ
アマゾンに住むかわいいメダカ
この魚たちはどうして生まれたのか
かい草、木の実がからみあってできたのだろうか。
それとも人間が作ったのか
私にはわからない。

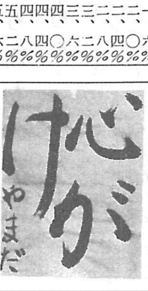

東陽小三年　山田恵子

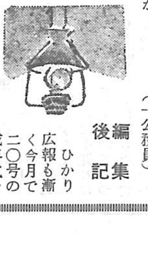

編集後記

ひかり広報も漸く今月で二〇号、成年式を迎えた訳でありますが、年と共に内容がいつになっても充実して行かない事を申訳なく思って居ります。吾々編集担当者も出来得る限り努める考えですが、どうか町民の読者の方にも注文御意見等どしどしお寄せ願って名実共に成人した広報を育て上げたいと思います。